

## 令和5年度 定例報告に係るFAQ 【訪問看護ステーション】

### ●定例報告の全般的事項

Q1：東海北陸厚生局からはがきが届きました。表面に「重要なお知らせ」と書かれており、裏面には、「訪問看護ステーションの基準に関する報告について」と書かれていますが、何を報告すればよいですか。

A1：基準を届け出ている訪問看護ステーションは、毎年7月1日現在の届出書の記載事項等について報告が必要となります。報告内容、様式及び方法等の詳細については、東海北陸厚生局ホームページに掲載の「令和5年度施設基準の定例報告」の「6. 訪問看護ステーション」ページをご確認ください。

必要な報告様式は、当局ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

「令和5年度施設基準の定例報告」

1. 病院
2. 有床診療所
3. 無床診療所（医科）
4. 歯科
5. 薬局
6. 訪問看護ステーション

※ 令和5年度からはがきによるご案内に変更しています。

Q2：なぜ、自主点検を行うのですか。

A2：届け出ている訪問看護ステーションの基準については、届出内容と異なった事情が生じ、当該届出基準を満たさなくなった場合又は当該届出基準の届出区分が変更となった場合には遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

定例報告においては、7月1日時点の届出の内容について自主点検をお願いするものです。なお、定例報告時期に限らず、上記に該当する場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第4号）第3 届出受理後の措置等

- 1 届出受理後において、届出内容と異なった事情が生じ、当該届出基準を満たさなくなった場合又は当該届出基準の届出区分が変更となった場合には、指定訪問看護事業者に対して、遅滞なく変更の届出を行わせること。
- 2～7 （略）
- 8 届出を行った訪問看護ステーションは、毎年7月1日現在で届出書の記載事項等について、地方厚生（支）局長へ報告を行うものであること。

Q 3 : 様式のダウンロードや印刷ができない場合はどうしたらよいですか。

A 3 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にお問い合わせください。その際は、訪問看護ステーションの名称、ステーションコード、所在地、ご担当者名等をお伝えください。

Q 4 : 定例報告の案内はがきが送付されているか確認したいのですが。（定例報告の案内はがきが届いていない。）

A 4 : 定例報告の案内については、今年度からはがきでご案内させていただいています。原則すべての訪問看護ステーションに対し、7月初旬に発送させていただいています。発送日等については、お手数ですが、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にお問い合わせください。

Q 5 : 「届出を行った訪問看護ステーションは、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について、地方厚生（支）局長へ報告を行うものであること」とありますが、訪問看護ステーションの基準の届出を行っていない訪問看護ステーションは報告の必要がありますか。

A 5 : 全事業所が報告の対象となります。

Q 6 : 報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 6 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）に郵送で提出してください。

Q 7 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 7 : 令和5年7月31日（月）までに郵送で1部提出してください。

※ 各県事務所には、十分な受付窓口や待合スペースがなく、また駐車場の確保も困難なことから、郵送による提出について特段のご理解とご協力をお願いします。

※ なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により各訪問看護ステーションにおいて業務の実施に一定の影響が生じている現状を鑑み、やむを得ず報告が遅延する場合は、提出先の各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にその旨を申し出てください。

Q 8 : 各様式中の「訪問看護ステーションコード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 8 : 県番号（2桁）を太枠に、訪問看護ステーションコード（7桁）を細枠に記載してください。県番号は以下を参照してください。ステーションコードは、指定通知書の番号を記載してください。

・県番号 富山県：1 6 石川県：1 7 岐阜県：2 1  
静岡県：2 2 愛知県：2 3 三重県：2 4

Q 9 : どの基準を届け出ているかについて、確認することはできますか。

A 9 : 東海北陸厚生局のホームページの「9. 指定訪問看護事業者の指定状況等」ページから「届出受理指定訪問看護事業所名簿」をご覧ください。

(リンク先) [「届出受理指定訪問看護事業所名簿」の掲載ページ](#)

Q10：報告する必要がある基準とは、いつの時点で届け出ている基準が対象となりますか。

A10：本年7月1日現在で届け出ている基準が対象となります。本年7月1日から算定開始として届け出ている基準（受理通知がまだ届いていないもの。）を含めて報告してください。

Q11：提出する書類はどれになりますか。また、様式の他に、添付する書類はありますか。

A11：報告様式「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書（別紙様式 13）及び「令和5年度施設基準実施状況報告書（鑑）」を提出してください。添付する書類はありません。

Q12：現在は算定していない基準がありますが、報告書の提出は必要でしょうか。また、何か手続きが必要でしょうか。

A12：報告書の提出は必要になります。届け出ている基準について、今後算定する見込みがない場合は、基準の取消しをご検討ください。また、届出時と比べ状況が変わり、基準を満たしていないため算定を行っていない場合は、速やかに、基準の取消しに係る届出を提出してください。

なお、基準の取消しに係る届出は、「訪問看護ステーションの基準に関する届出」の「基準の届出」にある各様式の「(届出・変更・取消し)」欄の「取消し」に○をつけて提出してください。

(リンク先) [「訪問看護ステーションの基準の変更届」の掲載ページ](#)

Q13：基準の届出事項に変更（従事者の変更等）が生じていますが、何か手続きが必要でしょうか。

A13：今回の報告書をもって、訪問看護ステーションの基準に係る届出事項の変更届に代えることはできません。別途、速やかに変更の手続きを行ってください。

※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。

「訪問看護ステーションの基準に関する届出」の「基準の届出」にある各様式の「(届出・変更・取消し)」欄の「変更」に○とつけて、空いているスペースに「変更の理由」（例；「従事者の変更（追加）等」を簡単に記載していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。

なお、管理者以外の従事者の変更については、「訪問看護事業変更届」は不要です。

(リンク先) [「訪問看護ステーションの基準の変更届」の掲載ページ](#)

Q14：報告書を提出した後に、報告内容に誤りがあることが判明しました。どうすればよいでしょうか。

A14：訂正したものを改めて提出（郵送）してください。なお、再送したものとわかるように、封筒及び再送する報告書に「訂正再送分（送付日付）」と朱書きで記載してください。

## 報告書「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」（別紙様式 13）に関する事項

Q15：報告書「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」は両面印刷で提出してよいですか。

A15：お手数ですが、片面印刷で提出をお願いします。

Q16：報告書（別紙様式 13）を記載する上で注意する点はありますか。

A16：当該報告書の「[別紙様式 13 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書：記載上の注意]」をよく読んで、ご記載ください。

例年の定例報告において、「従業員の職種・員数」及び「訪問看護ステーションの利用者数」欄の記載誤りや記載漏れ（特に、ゼロ「0」の記載漏れ）が見受けられますので[記載上の注意]をよくお読みください。